

令和 6 年 1 月 6 日  
危機管理監室危機対策課

## 令和 6 年能登半島地震に係る被災者生活再建支援法の適用について（石川県）

令和 6 年石川県能登地方を震源とする地震により、生活基盤に著しい被害を受けた住民の生活の再建を支援するため、被災者生活再建支援法を以下のとおり適用することを決定しましたのでお知らせします。

### 記

- 1 該当区域  
石川県
- 2 災害発生日  
1 月 1 日（月）

（参考）

適用基準

被災者生活再建支援法施行令第 1 条第 3 号

石川県の住家被害

全壊100世帯以上

※住宅被害数は、県が把握したものであり、今後の調査によって変動することがあります。

被災者生活再建支援法による支援

住宅が全壊した世帯、大規模半壊および中規模半壊した世帯等に対し、被災者生活再建支援金が住宅の再建方法等に応じて公益財団法人都道府県センターから支給されます。

（国においても同時発表）

（お問合せ先）  
石川県危機管理監室危機対策課  
電話：076 - 225 - 1480  
内線：4280